

館列陳品商濱爾哈
トツレフンバ

及業商外内の邦聯蘇
(下)判批るす對に業工

月九年五和昭
號四十四百一第

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4 5

始



露滿蒙通信刊行會規定

- 一、本會は歐露、西比利亞及滿蒙の財政、經濟、金融その他一般事情を調査通信するを目的とします
- 一、本會は左の刊行物を發行します
 - (イ)露亞 時報—露滿蒙地方の財政經濟その他一般事情の記事があります(月刊雜誌)
 - (ロ)パンフレット—同上記事を三頁乃至百頁に一纏めにしたる單行書であります(月二回)
 - (ハ)週報—週内哈爾濱地方に起りたる出來事を簡報し讀者の質問に供するのであります(週刊謄寫版)
- 一、本會は哈爾濱商品陳列館内に設けてあります
- 一、會員は一ヶ年拾貳圓の會費を前納しまして前記諸刊行物を受納するのであります

北滿洲哈爾濱道裡斜紋街商品陳列館内

露滿蒙通信刊行會

哈爾濱商品陳列館

パンフレット第四百四十四號

蘇邦聯の内外商業及工業に對する批判(下)

本篇は一九二八年十二月アー・ユーゴフ氏が柏林にて出版せる「勞農露西亞國民産業と其問題」の一節にして、少しく新味を欠くの嫌あるも、深刻なる批判の見るべきものあるを認め、館員秋野中一をして翻譯せしめ讀者の是正に資せんとする所以である。

昭和五年九月廿八日

森 御 蔭

露滿蒙通信刊行會規定

- 一、本會は歐亞、西比利亞及滿蒙の財政、經濟、金融その他一般事情を調査通信するを目的とします
- 一、本會は左の刊行物を發行します
 - (イ) 歐亞 時報—露滿蒙地方の財政經濟その他一般事情の記事がであります(月刊雜誌)
 - (ロ) パンフレット—同上記事を三頁乃至十頁に二冊めにしたる冊子であります(月刊二冊)
 - (ハ) 週報—同上露滿蒙地方に關する出來事を簡報し讀者の質問に供するのであります(週刊新聞紙)
- 一、本會は哈爾濱商品陳列館内に設けてあります
- 一、會員は一ヶ年拾圓圓の會費を納納し、且つ本會の刊行物を受納するのであります

北滿洲哈爾濱通信刊行會商品陳列館内

露滿蒙通信刊行會

哈爾濱商品陳列館
パンフレット第四百四十四號

蘇邦聯の内外商業及工業に對する批判(下)

本篇は一九二八年十二月アー・ユーゴフ氏が伯林にて出版せる「勞農露西亞國民産業と其問題」の一節にして、少しく新味を欠くの嫌あるも、深刻なる批判の見るべきものあるを認め、館員秋野中一をして翻譯せしめ讀者の是正に資せんとする所以である。

昭和五年九月廿八日

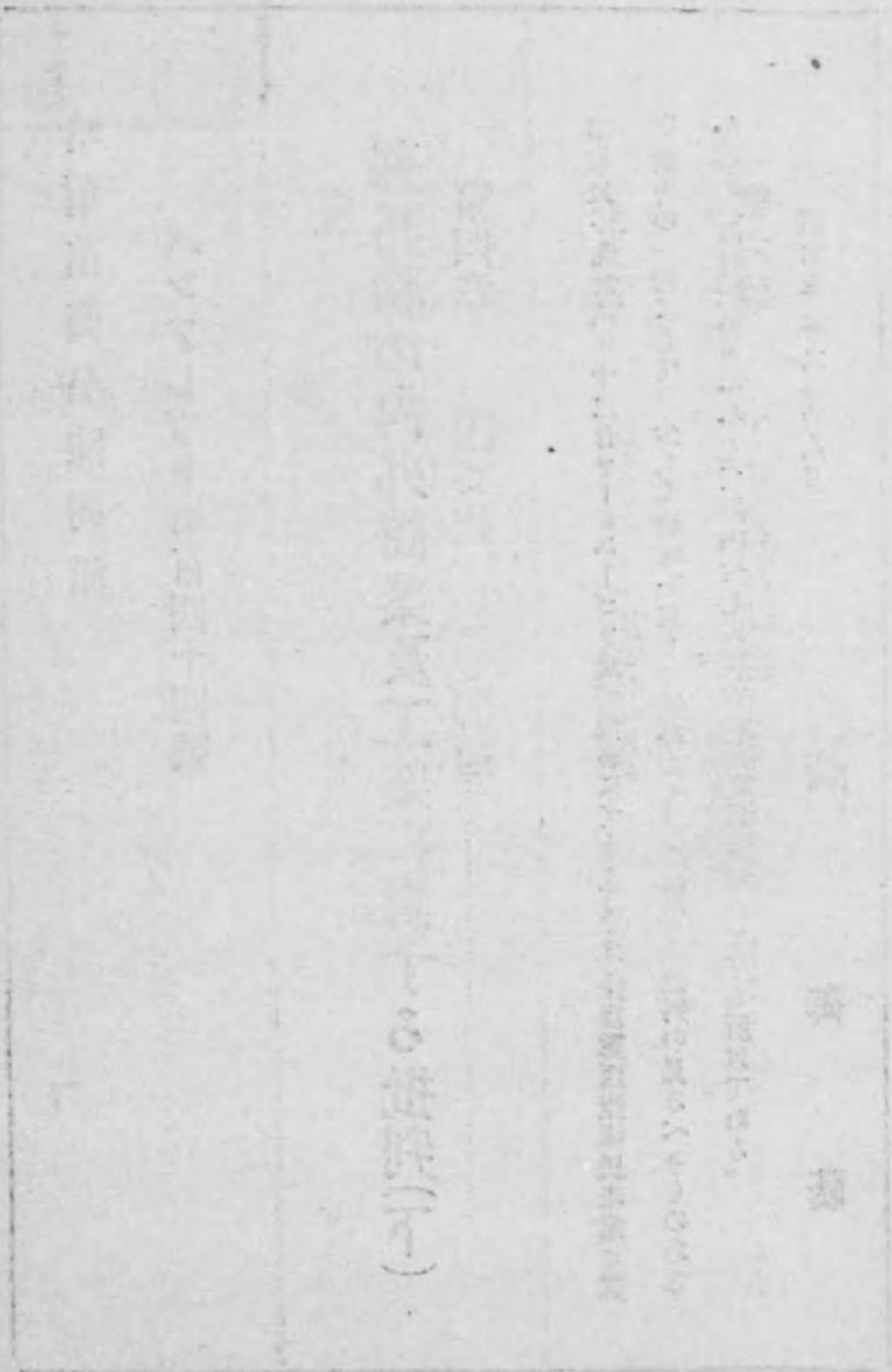
森 御 蔭



蘇聯邦の内外商業及工業に對する批判(下)

目次

第三章	蘇聯邦工業の現状	一
第四章	工業化と資金問題	一六
第五章	國營工業管理問題	三四
第六章	工業國營問題	五六



蘇聯邦の内外商業及工業に對する批判(下)

目次

第一章	蘇聯邦の工業の概況	一六
第二章	蘇聯邦の商業の概況	三〇
第三章	蘇聯邦の工業の現況	一

蘇聯邦の内外商業及工業に對する批判(下)

第三章 蘇聯邦工業の現況

蘇聯邦の工業は一般工業國のそれと異り、其生産高の上に於ても、又之に従事する者の數に於ても、第一に位するものでない事は一般に明なる處である、一九二六―二七年度の全人口八千二百七十万人の中、工場工業及鑛山事業に従事する者二百万人、運輸事業に従事する者百三十万人、建築事業に従事する者三十万人、手工業に従事する者百九十万人で、之に對し農業に従事する者は七千七百万人である、之を%にて示す時は住民の八六%七二は農業に、三%三八は大工業に従事する事が明である、従つて工業及運輸に従事する者の大部分及手工業及建築業に従ふ者も、常に農業と何等かの連絡を保ち、農上兼營者多き事を知り得る。

又國民産業の上から見ると一九二六―二七年には總生産額の六二%は農産品であつて、三八%が工業品である、如斯常に農業に劣る状態にありと雖も、工業の使命は之を輕視する事が出来な

い、之は工業は農業に比して技術上の標準が高いし、國民産業の大資本化して來た時代より、常に國家生産力發達の先頭に立つて居るし農民産業向上のテンポ及形式を事前に定める役割を演じて居るからである。

且つ總生産高を示す數字が、其國家の貨物の動態に於ける農工業間の比例を明して居ないから工業が過重に見積られる、即ち工業生産品は殆んど總て市場に搬出されるが農業品は生産者自身に依つて相當大部分が消費されるを常とする。

市場に搬出さるる貨物總計中一九一三年には工業品は六〇%九を占め、農業品は三九%一に過ぎず、一九二六―二七年には前者は五九%一、後者は四〇%九に止まつて居る、如斯状態なるが故に工業品は戦前より今日迄依然として市場貨物動態の大部分を占めて居る。

十九世紀の末年十年迄は露西亞は依然として農本國であつて、工業の發達は極めて振はなかつた然るに戦時中に一變して工主農従の國と化し、工業の發達と、其重要な度は急テンポを以つて進んだ。

左表は戦前に於ける露國主要工業部門の發達を示すものである。

品 種	單位	一八九〇年	一九〇〇年	一九〇八年	一九一三年
鑄 鐵	百萬布度	五四、九	一七六、八	一七五、三	二八三、〇
鉄 鐵 及 鋼 鐵	同	五一、九	一一二、五	一六二、九	二四六、六
石 油	同	二二六、〇	六三一、一	五六三、三	五六一、三
石 炭	同	三六七、二	九八六、〇	一五九〇、七	二二一三、八
加 工 棉 花	百萬布度	七、九	一六、〇	二一、三	二五、九
砂 糖	同	—	四九、〇	九二、六	一〇八、四
電 力	百萬キロワット時	—	—	二〇〇、〇	二二八三、〇
鐵道線延長	露里	二八、〇〇〇	四九、五〇〇	六一、二〇〇	六三、八〇〇
大工業職工數	千人	七二〇	一六〇〇	一七六五	二五九八

此表の示す處に依ると、一八九〇年―一九〇〇年及最近五ヶ年間は露國工業の大發達を遂げた時代と云ふ事が出来る、就中戦前は一般市場に消化さるる貨物を生産する工業の發達速やかなりしを知る事が出来る、グリネベツキー教授の統計に依れば、一九〇八年から一九一三年の間に

農用機械の生産は七・八倍に、護謨製品は三倍に、製材及化學工業は二倍に増加して居る。次で勃興せる歐洲大戰、革命、内亂は蘇聯邦の工業を疲弊に導き、新經濟政策施行の際には殆んど根本的に破壊された状態に置かれて居た、其状態は左表か明に示して居る。

年 別	戦前値段に依る	工業の總生産高	労働者 數
	百萬留單位	一九一三年に對する%	千人單位
一九一三年	五六二一	一〇〇	二五九八
一九一六年	六八三一	一一一	二九二六
一九一七年	四三四四	七七	三〇二四
一九二〇—二二年	九八一	一七	一四八〇

之を各個の事業に見ると殆んど全滅に等しい有様で、銅の製造は〇%〇〇一に落ち、鑛石は一%七、鑛鐵は二%四、建築用材料品は二—三%に落ちた。

鐵道運輸事業は尙一層の窮状にあつた、之は諸産業部門中内亂の害を蒙りし程度最も甚しかりしに依るもので、總ての標準を超過して列車を酷使し、燃料は品質悪しきのみならず常に不足に

苦しみ、修繕は行はるる事なく、最後に極度の破損は最大限度に迄及んで居た、内亂當時に破壊せられたる鐵道設備は線路延長二方キロ米余、橋梁四千九百余、轉轍器三千余、鐵道工場三百八十個所、鐵道專屬電話線十七方六千キロ米余、鐵道用建物五千余、給水塔、揚水設備等數千個所に及んで居る、一九二〇年には完全にカタストロフの状態に陥つて居た、同年國民經濟委員會の席上でロモノソフ教授は運輸事業の現状を報告し、現状を持続する時は本年中に全鐵道の運輸は休止の止むなきに至るべきを説いた、幸にして新經濟政策の實施に依て此危機を免るる事を得た

新經濟政策實施と雖も全經濟戰線全般に涉つて一時に復興か行はれたのでなくて、最初は小工業、手工業が復興し、次で大工業に及んだのである、又一面から見るとは一般市場に最も需要ある品物製造事業が復興し、次で生産に要する機械器具の製造事業に及んだのである、小工業、手工業の如きは其復興に大資本、多量の原料品燃料、食料等を要せず、又同時に運輸事業及一般世上の組織改革等とは直接の關係を持つて居ない、新經濟政策實施の第二年度には既に前年に比して三〇%の復興を遂げ、工業の總生産高中の四〇%を占め得る状態に復した、然して一九二四—二五年度には既に大工業の復興が速がであつた爲め、其割合は二〇%に下り、二七—二八年度に

は一五%に下り、順に戦前の割合に還元して来た。

此種小工業の約七五%は私人の手中にある、一九二七—二八年度の小工業の總生産額は十三億一千二百万留であつて、之を細別すると國營機關に屬する分二%一、生産組合に屬するもの二四%一、個人に屬するもの七三%八である。

ソウエト政権の小工業及手工業に對する政策には矛盾が認められる、工業の生産力増加に努力する上から見て、政府は之に援助を與へる必要がある、加之農業地方住民は總収入の二〇%迄を手工業に依つて補ふて居りその製品は安價であり、手工業で練つた職工は他に轉ずるも、速に熟練工となり得る素地を有して居る等の點よりして、その發達を謀るは益々必要である、然し一方から云ふと個人事業を否定するソウエト政権としては、小工業者、手工業者、個人等々の權利を輕視する結果は、之を不利益に陥らしむる必要があり、此所に大なる矛盾に陥つて居る、其手段としては從業許可証下附を而倒ならしめ、高額の課税をなし、原料品及半製品の購入を而倒ならしめ、此種副業に従事する農民大農扱ひとし監視を嚴重にし或は強制的に同業組合に加入せしむる事等を実行し、以つて之等を壓迫する、如斯方針であるから所在の農民副業及手工業は目

下の處では到底戦前の状態に復興する望がない。

大中工業の復興も市場の要求に伴ひ一定の順序を追ふて行はれた、中央統計局の報告に依れば生産高及従業員の数に依り、大工業と認むべきものの九八%は國有化された、即ち國家の直接管理に歸屬したのである。

大中工業中最も早く復興したるは織布、靴、食料、燐寸、煙草其他一般に廣く使用せらるる品物を生産する輕工業であつた、次で燃料即ち石炭、石油、泥炭の工業が盛になつた、之は工業の發達に伴ふ自然の現象である。

機械製作工業は、新機械の需要及工場改造が遅ると正比例して復興の度が緩慢であり、同一理由に依つて鑛石、金屬工業、製鐵等の事業も復興には多數の年月を要した。

一九二四—二五年度末諸工業の戦前に對する復興割合を示せば左の如くである。

綿糸布工業六七%、羊毛工業六九%、燐寸工業八五%、製鹽工業六八%、煙草工業九六%七、石油工業七六%一、石炭採掘事業五五%四、機械製作工業四三%、鑛鐵工業三〇%三、製鋼工業四四%、製鐵事業三九%六、鑛石採掘二三%一。

一九二四—二五年には既に一般産業の發達に伴ひ、金屬及其製品的需求が增加し、従つて金屬工業機械製造工業、電氣工業、諸種の建築材料製造事業が急テンポで發達して來た、鑛石採掘事業さへもテンポ極はめて緩慢なりとは雖も之亦其類に漏れなかつた。

生産に要する機械器具の製造高増加のテンポは、一般需要品の生産高に追ひ付き又は追ひ越す迄に至つた、一九二五—二六年の生産高を其前年の分に比較すると、前者は四二%九の増加であり、一九二六—二七年は前者二四%五、後者一三%八、一九二七—二八年は前者一七%三、後者一四%六の生産高増加である。

ソウエート政權存立十年後には、工業の生産高は全体から見ても戦前の額に到達する事が出來た左表に示すが如く工業の或る部門に於ては戦前の額を超過し或るものは之に到達しない、左表は一九二七—二八年の生産高である。

種別	單位	實數	對一九一三年%
採炭事業	千屯	三六、一〇〇	一二八、四
石油事業	同	一〇、一九〇	一一〇、六

採鐵事業	同	六、一二九	六六、五
鑄鐵事業	同	二、九九〇	八五、二
鉄鐵事業	同	三、四六〇	八二、三
鐵板事業	同	三、八三〇	九〇、八
綿糸布事業	百萬米	二、七四〇	九四、五
羊毛事業	同	八五四	一一〇、〇
製糖事業	千屯	一、五九三	六九、〇
製鹽事業	同	二、二二三	一一四、二

一九二七—二八年に於ける大工業の全生産見積高は百九億八千七百萬留に當り、其中國營に屬する分九八%五五、個人の分〇%八一、利權事業に屬する分〇%六四である。

新經濟政策施行の初年に當つてソウエー工業の指導者は、工業の各部門間の分裂したる相互關係を、新に統一するの大事業を仕上げる必要があつた。

加工業は其原料として使用すべき材料品の不足に苦しんだ、機械製作業は必要なる材料品を持

つて居なかつた、繊維工業は需要多き紡績糸のみを多く作つた、又概して一般使用品外の生産品に對しては需要者が無かつた。

又諸工業は鐵道運輸業務の正規に復する事遅き爲め多大の困難に遭遇した、機關車製造工場は休業するか或は需要ありとの自信なくして製作に従ふ事を余儀なくされた、彼等は其需要者も販路も知らずして業務に従ふのみで、製造と販賣の間の連絡は全然断たれて居た、此状態から従前の如き連絡ある状態に復する迄には可なり長き年月を要した、又各個事業の生産組織關係に於ても、複雑にして面倒なる使命を負はせられた、之は生産分業間の連絡が破壊されて居たからである。

新經濟政策の最初二ケ年間は各工業共に燃料の饑餉に苦しみ、國家之が對策として第一に燃料工業に資金を投じた、次で採炭採油事業に技術上の改善を行つた、薪材、泥炭の國家購入高を増加し、泥炭に付ては個人購買仲介業者の活動を許可し、従つて一九二四年には諸工業に對する燃料供給は常態に復し、一九二八年迄は燃料饑餉を再現する事を免れた、然るに同年に閉鎖シャフトを解放し、一方石油の大輸出を敢行するに及んで再び燃料不足に苦しむに至つた。

之に比して原料品特に農産原料品は多大の危機に類して居た、作柄常に不況であり、戦前に比して其市場販賣高が非常に減じて居た事は、遂に工業原料の大不足を誘致するに至つた、内國産棉花は戦前の一倍半も減少し、従つて毎年數百万布度を輸入するの有様であり、亞麻は對外貿易のバランス好轉の爲め盛に輸出され、従つて戦前の七〇%位が工業家の手に入るに過ぎない、羊毛も生産不足で國外から輸入する必要があり、就中細羊毛は戦前の七倍も輸入された、油房、石鹼工場も原料難に陥り、皮革工場は牛馬生皮の不足に苦しんだ。

鑛石採掘不足の爲め金屬生産事業、機械工場、鐵道工場等は常に金屬の不足に苦しんで居た、一九二八年鐵の不足は遂に鐵及鑄鐵を輸入して補給するの余儀なきに至つた。

諸事業の大修繕、工場及住宅の大建築續出は建築材料の大需要を喚起した、其主なる品種は煉瓦、洋灰、石灰、木材、屋根板鐵、硝子等であつた、近年益々其不足は甚しくなつて來た。

勞働問題も中々困難なる状態にあつた、新經濟政策施行の初年頃は農産品工業品、共に不足に苦しみ、市街地にての生活困難なりし爲め大部分の勞働者は村落に去つて居た爲め、急に職工を集める事は困難で、従つて勞働力の不足に苦しんだ。

辛らして復讐の一步を踏み出したる工業界は再び舊職工の召集に努め、一九二四年からは一般労働者には失職、失業が現はれ初めたが熟練工には多大の不足を感じた。

初年の頃は生産原價は各工業品を通じて一般に高かつた、多くの事業は其全能力に比して二〇—三〇%位の仕事を爲すに過ぎず、而かも燃料、原料の總費及び消耗品費は通常の二倍乃至五倍に及んだし機械を遊ばせて置く事、職工の休業等は普通の現象であり、事務員の過多、組織費、取引費の過大等は皆生産物に割れ付けられた、之等の故を以つて生産原價は歐洲大戰前の二—三倍に達して居た。

一九二三—二四年度、二四—二五年度には生産額の増加、修繕の實施、事業管理組織の改善、原料燃料の供給順調、労働の生産力増加等の爲め生産原價も若干引下げられ、二三—二四年度には三〇%、二四—二五年度には一三%三の引下げが可能になつた、然るに一九二五—二六年には原料品の騰貴、鐵道運賃の引上げ、消却費標準の引上げ、職工賃金引上げ等の爲め生産原價は再び二—三%騰貴し、其反動として二六—二七年には再び一%八の下落を見た、之は主として工賃引下げ、原料品價格引下げ組織取引諸掛引下げに依つたもので、生産技術の改良に依つたものでな

いから根據薄弱である、一九二七—二八年には全工業から見るとは約五%の原價引下げを行ふ事を得たが部門に依つては引上げ停止又は引上げさへ行はれた、如斯状態を生じた原因は既存機械器具を完全に活動させない爲めでなくて、現在の諸施設が古くて、中には使用に堪へざるものあり故障續出し、又は原料不足の爲め作業する事が出来ず、熟練工少なく、工場管理不完全統一なるに依るものである。

新經濟政策施行の直前即ち一九二〇年末には最高經濟委員會、中央及地方官衙等の管理に屬せる大小工業数は三千七百件に及んで居た、而して各部門の主席には中央管理局があつた、之等の事業團は更に獨立性を有せずして二重統制に服して居た、それは業務上には中央管理局の指揮を受け地域的には地方ソウエートの指揮を受けた。

新經濟政策施行と共に國營工業に對する組織及管理に事實上の變史を必要として來た、此改革は一九二一年に初より一九二四年迄續行された、現在國營工業の指導及管理は、中央集權主義に依つて行はれ、總て縣、共和國及全聯邦の經濟委員會の手中に握られて居る、工業團はトラストに統一され、トラストには聯邦全体、共和國、地方等活動範圍に依つて等級を附して居る、而し

て之が歸屬は第一は聯邦經濟委員會、第二は共和國の同委員會、第三は縣の同委員會の指揮下に
ある、聯邦的意義を有するトラストは、經濟上より見て最も重大なりと認むる事業を合同せるも
のであり、多くの場合同一業種の事業を合せしめ、之に金屬、皮革、印刷等のトラスト名を付し
尙之等に原料を供給する事業を附隨せしめる場合もある、右の外工業コンビネーションがある、
之は一定の品物を製出する事業体のサークルを結合するもので、原料、半製品、製品を出す迄の
諸工場の間組織であつて、例へば化學コンビネーション、食料品コンビネーションの如き之で
ある。

又小都市にあつては地域的に見てその内に存在する總ての工場を合同せしめて、一トラストを
組織する場合もある。

一九二五年には全トラスト數八一九で、工場長、炭坑長等二、九一五人、從業者合計一、四七
〇、八五二人に及んで居た、トラストを細別すると地方的のもの五八四、共和國限りのもの一六
二、聯邦全体としての意義を有するもの七三であつた、斯く記述する時はトラストなるものは皆
非常に有力なるが如く見ゆるも、多くは小工業の集合に過ぎずして其性質上よりして、歐洲のト

ラストと比較するに足るものがない有様である。

一九二五年のトラストを其從業者數に依つて分類すると左の通りである。

分 類	トラスト數	勞働者數
三萬人以上の分	六	三四九、五八八
二萬人—二萬人の分	八	一九三、八一八
一萬人—二萬人の分	一七	二二七、八四六
五千—一萬人の分	二九	二〇六、九七四
一千—五千の分	一一〇	二四五、四五五
一千人以下の分	六四九	二三七、一七一
計	八一九	一、四七〇、八五二

トラスト數と從業者數はその後に至りても大差がない。

一九二七年の公報に依ればトラストの六六%までは一トラストの從業者二百人以下で、八%六
までが一トラスト三千人余りの從業者を有して居るに過ぎない、トラストに關する基本法(一九

二三年十月十日付、一九二四年五月七日付及十四日付)に依る時は、國營トラストは法人として
の權利を有し、一体の事業と認められ、其中に數種の業態が包含される事を得る、トラストの役
員會はトラストの資産を管理處分するけれども、基本資産を他に讓渡し又は擔保に入れるに付て
は、最高經濟委員會の承認を必要とするものである、各個の業務はトラストで任命したジレクタ
ーが支配して居るが、其行動は色々の點から局限される、例へば製品の處分は重役會が直接之に
當り、主なる生産用品及原料の購入はトラストが之を行ひ、職業組合と從業職工の賃金制定各工
場の勞働契約は、トラストが綜合的に之をなし、トラスト間貨物の受拂は重役會が之を定める、
事業の收支計算も重役會の仕事で、基本財産額の變史、新建物の建造、舊建物の改造、設備品及
原料の海外購入、生産計畫の樹立、借入金及トラストの一般經濟樹立等は重役會が之を立案して
そのトラストの負へる意義、等級に従つて聯邦共和國、地方の經濟委員會の承認を受くる必要が
ある。

第四章 工業化と資金問題

ソウエート政權はその根本政策として出來得る限り工業を發達せしむる事、國家經濟上工業の
價値を高からしむる事を心掛けて居る。

各種公報は一九二七—二八年即ち第二回の十週年の初半には、國營工業の生産高を歐洲大戰前
の額に達せしむる様に計算して居た、然しその實現には幾多の疑問がある。

第一に一九一三年の生産高(戰前として常に話頭に上るもの)は明に過少に見積られて居る、如
何となれば、戰前に於ける留貨に依る總生産高の計算は行はれて居ないし、従つて同年分はソウ
エートの中央統計局が産業各部門個々に付て、定價表に依つて過少に見積つて計算された、(中央
統計局員にして有名なる經濟學者グローマンが、一九二七年五月の國際聯盟委員會に於て説明し
たる處に依れば、一九一三年の露國工業生産品統計は行はれて居なかつたから、ソウエートの手
で作成したが、一〇%だけ過少に見積つて居ると云ふて居る)。

尙工業各部門に於て生産力の最も發揮せられたるは、一九一三年でなくて一九一五年或は一六
年である、之は前記グローマンが發表して居る現在の蘇聯邦地域内の工業總生産高は一九一三年七
十七億留であるのに、一九一五年には八十四億留なるに徴しても明である。

帝政時代の露西亞に無かつた工業にして戦時中又はその後に至つて勃興し、根據堅固となつたものが有る、之は帝政時代に獨逸及奥國より輸入さるるものと、到底競争する事が出来なかつたが、戦時中及その後輸入が無くなつて國內の需要に應ずる事が出来なかつたからである、例へば爆發物、高級塗料、コークス類、化學品、電氣用品、醫療品、製薬用品等の製造事業は、皆戦時中に勃興したものである、グリネベツキー及プロコボウイチ兩博士は、戦争の露國工業に及ぼしたる影響に付て左の如く云ふて居る、「一般市場に賣買せらるる貨物、機關車、貨客車、農具等の製造事業は戦争の爲め衰微した、その半面に於て以前不振なりし或種の機械製造、計量器武器、火藥等の製造事業は其範圍、技術共に急速に發展した、採炭額、採油額、機械製造高等は戦時の初期には戦前に比較にならない程の發展を示した。

露國産業調査研究者の大部分は、戦時中に工業の基本資材即ち機械、發動機、織機等諸設備共に大擴張をしたと云ふ結論に於ては一致して居る、當局は常に戦前の標準高に達したと云ふが、其内容を考察する事は極はめて重要な事である、即ち實際はソウエート産業も、住民一般も其標準到達に満足を感じて居ない。

戦前に於ける露國の工業品供給状態は、極はめて不徹底のものであつて、それは一九一三年各國の一人使用高に徴しても明である、左表は之を表示するものである。(單位キログラム)

種別	米國	英國	獨逸	佛國	露國
鑄鐵	二九一、〇	一三六、九	二一九、〇	—	一七、九
石炭	一一一、三	一一四、八	八六、四	三六、二	四、九
棉花	一一二、三	一七、三	五、九	二、三	二、二
紙	六三、〇	四一、〇	二六、七	一八、二	三、〇
砂糖	四二、〇	四一、七	二一、三	一九、七	六、九

帝政時代の露國に於て農業が急激に發達し、住民の需要の増加したる事實は、戦前二十年頃から工業が大發達をなす最大の原因であつた、帝政時代は常に住民に政治上の權力を與へずして、生産力の發達を人為的に壓迫するが如き政治を行つて居たけれどもそれにも關らず、露國は或る點迄工業化し、辛ふじて歐洲の工業國に追隨する事を得た、戦前二十年即ち一八九四年—一九一四年の露國の國家収入は、英佛澳等の歐洲列國よりも上に位した。

帝政の没落、土地問題の解決、人口の自然増加、工業原料品の豊富なる事、工業品の内國市場が廣範なる事等は、相待つて蘇聯邦工業の復興を速かならしむる可能性を証するものである、之に反して諸外國の武力干涉、内亂、ユートピア産業政策等は相待つて、世界の他國に未だ曾て見ざる程、工業の破壊不振を來さしめたる原因である、之等の事情が蘇聯工業の復興をして常にジグザク歩調をたどらしめ、ソウエート政權設立十一年後に辛ふじて戦前の額に漕ぎ付けるを得せしめたる所以である。

戦争及革命内亂に十四年を費したる蘇聯邦は他國に比してそれだけ後れ、其間の隔りは米國は勿論他國に對しても深められたわけである。

然るに革命及内亂後工業品に對する必要は益々尖鋭化して來た、破壊に依つて蒙りたる創傷を治する爲めには、其製作品は大工業にも、運輸事業にも、農民の小經濟にも欠くべからざる必要品であらねばならない。

尙革命は一般に住民文化の程度を高め、市街地及農村を通じて各種需要の度を高めた、工業品の生産高と需要の間には多大の差があつて、例へ生産高が戦前の程度に回復しても、到底日常の需

要をも充す事の出來ないのは明なる事實である、従つて一般の利害關係から云ふと速に工業化が行はれて、貨物饑饉の絶滅する事を希望して居る、然し國家の工業化を速かならしむるには多大の資本金を注入する必要がある。

戦前露西亞の工業は其數地價格を除いても、約六十三億留の資財を有して居たし、其中基本財産のみでも四十三億留に及んで居た、戦時中工業に投資された金額は、株式會社の計算に依れば十二億五千六百万留で、其中九億二千万留余は建築物機械、諸設備等に固定させられた、而して戦時中に使用した程度及基本財産額を調査研究すれば、國家計劃局幹部員ストルーミリンの云へるが如く、一九一八年始に於ける諸工場の実力は、一九一三年のそれに比して優れるものなる事を承認する必要がある、ストルーミリンは此實力増加を四〇%位と見て居る、戦時共産主義時代之等基本財産の一部は横領され、一部は使用せられずして放置され、一九二〇年中實際作業に使用されたは戦前の一五%に過ぎなかつた、新經濟政策施行後の一九二二年より前代未聞的に工業が復興して來たけれ共、帝政時代から引繼いで未だ完全に使用するに堪へない工場、炭田、油田等を活躍させたもので、一九二七年末に至つて諸事業共現在品は遺漏なく利用される様になつた、之

と同時に將來活動せしむるべき豫備品の少なくなつたのは當然の歸結である。

然し作業中に屬する事業の技術上の状態は、到底戦前と比較する事が出来ない、如何となれば既に二十五年—三十年も使ひ古しであるからである。ソウエートの經濟學者グロフマンの如きは復興初期に於けるソウエート聯邦の工業平均年齢は（機械・建物等に付て）三十二才であるときへ云ふて居る、一九一三年以來普通の修繕さへ加へられて居ないのだから、其機能に於て劣勢であつて、いつれも大修繕を要求して居た、一九二三年迄ソウエートの工業には何等原價消却が行はれなかつた、一九二三年に初めて消却標準が定められたけれ共、前九年間に消耗したる程度が何等計算されて居らず、且つ運轉資金に多大の欠乏をして居た爲め、消却資金は殆んど運轉方面に流用されて居た、一九二四—二五年度最高國民經濟委員會の統計に依れば、全消却費中の四九%が辛ふじて修繕に使用される有様であつた、唯一九二五年以來基本財産問題が尖鋭化し來つて急に大修繕が施行されるに至り、同時に新工業設備に着手される様になつた、然し其新施設は極めて無秩序で且つ經費過大であつた、之に付て有名なる共產黨員にして同時に工業施設指導者の一人なるスウエルドロフは「現在の如き無計畫にして亂雑なる新工業施設を行ふ事は、ブルジョ

ア一國に於ては夢想だにする事が出来ない」と痛言して居る程である、一九二七—二八年度のソウエート監察院の報告書には、大資本施設が如何に無計畫に行はれて居るか、必然的效果を擧げて居ない事、法外に多額の經費を費して居るかを知らるべき記事が多い。

國家計畫局の計畫に依ると年別に大資本施設に投じられたる金額は左の如くである。

一九二四—二五年	三三九、五〇〇千留	一九二五—二六年	七七九、〇〇〇千留
一九二六—二七年	一、〇九〇、〇〇〇千留	一九二七—二八年	一、二〇〇、〇〇〇千留
一九二八—二九年	一、五一五、〇〇〇千留		

如斯して四ヶ年間に投ぜられたる經費は三十五億留に及んで居る、然るに一九二七—二八年初めに大体の改造を終りて、新事業として開始せられたるものの金額は二億一千九百三十万留余で其一ヶ年の生産額は四億七千万留に過ぎない。

新施設の效果、改造の總經費等の計算は未だ完全に行はれて居ない、經濟専門新聞雜誌には本件に付ては極はめて悲感的の記事が見える、最も權威あるソウエート經濟學者は總ての投資を行ひたる後の工業の總生産力、及前年來の消耗濟の分を計算して、一九二七年末現在の全基本財産額

は歐洲大戰前に及ばずと斷言して居る。

一九二八年に最高國民經濟委員會の立案に依れば、一九二九年から五ヶ年間に工業のみに百三十二億留を投資する必要があるし、同時に他の産業部門例へば運輸、電化事業住宅建築、農業等に百五十億留を投する必要がある、之等の中には内國の生産品のみで需要を充す事の出来ないもの多かるべく、外國よりも多額の輸入をなす必要がある、之は戦前の經驗に照して明なる處である。

新經濟政策施行以來官憲は色々のメトリドを建てて工業財政を解決せんとした、一九二三年迄は主として通貨濫發に依つたが、各方面の國民産業が根本から破壊されて居たから、印刷機械も之に應ずる程の活躍をする事が出来なかつた次で工業品の値上げに依つて解決せんとしたが、農民大衆が購入を手控へた爲め、之亦販賣上の危機に遭遇して中止を余儀なくされた。

次いで全力をつくして資金を誘致して之を解決せんとし、一九二六—二七年度には工業の大修繕費及新施設費の四八%迄は工業の積立金即ち消却費を引き出して之に充て、五二%迄は納税及募債に依つて得たる國庫金を以つて之に充てた、五ヶ年計畫總經費の五五%は前者に依り、四五

%は後者に依つて支出して行く豫定である。

五ヶ年一般計畫の第一案は一九三一年迄に工業生産高を七〇—八〇%迄増加させる豫定で、工業のみの五ヶ年計畫は一九二七—二八年には生産高を一九二七—二八年に比し二倍半に増加せしむる豫定である、第一案の立案以來既に三ヶ年を経て居るが、到底其計畫の成效し得べからざる事は明なる事實として証據立てられて居る。

歐洲大戰前は國內の政情常に不安であつたにも關らず工業の發達は著るしかつた、例へば順當なる發達、購買力、貯金額等は増加して行つた、工業は株式募集に依つて、増加しつつある遊資を動かす事が出来たが多くは之に依らずして製品の販賣額を増加して之に應じて行つた。

之と同時に工業界へは勿論、商取引にも、運轉事業にも銀行にも極はめて多額の外國資本が投資をされて來た、オ—リの計算に依れば一九一三年に於ける外資流入額は、工業界のみに對しても十七億五千万留に及び、露國の大工業に投資されて居る總資金の三分の一に當つて居る、其當時の外資總額中七五%（戦時の）は聯合國側から出で、二九%が獨逸協商國側から出で居た、然るに今日の蘇聯邦の經濟狀態では此二大外資は到底誘致し得ざる狀態である。

積立、貯金の如きは今日の蘇聯邦では期待する事が出来ない、如何となれば貯金をなすべき住民大衆は農民であるのに、彼等は目下全力を擧げて創傷の快復に努めて居るのであるし、政情の不安動搖に禍ひされて其經濟を擴張するが如きことは出来ないからである、之と同様の理由に依つて市街地在住の個人事業家の蓄積額も極はめて少額である。

勿論小額の積立金を有するは事實なるも、一般人民は自己の資財を正直に申告をする事を懼れて居り従つて之を貯金局又は銀行へ預くる事を避けて、密藏するか或は投機事業に投じてしまふから、官憲は之等をも蒐集する事が出来ない。

工業自身が相當の準備金を所有する事は殆んど絶對に不可能である、如何となれば工業品の物價を高めた一九二三年の經驗に依つて、販賣の危機を誘發し、延いて物資饑饉を生ずる惧があるから、物價を引下げた爲め工業界に積立を希望する事は出来ない。

然らば課税は如何と云ふに其額は既に戦前額を越して、國民收入の八〇—九〇%は税として徴收されて居る有様であるから、之に更に増税する事の不可能なるは、ソウエート經濟學者の一致したる意見である、工業費を通貨發行に依つて補充せんとせる一九二五年、二六年及二七年の試

みは、當然通貨膨脹を惹起した、然し一九二九年迄は幸にカタストロフの形狀を帯びるに至らなかつた、之は通貨膨脹の弊害はれんとすると同時に、財政人民委員會が通貨發行額を引き締めたからである、即ち一九二八年通貨發行に對する注意が少しく弛められた爲め、同年後半期にはチエルポネツツの購買力が急激に下落し初めた、國家は内國債發行を試みたけれ共此手段は一時的のもので、其効果も大を期待する事が出来なかつた。

蘇聯當局は工業に投資する爲めに相當額の外資を誘致せんとせる、試みも失敗に終つた、既に記述したるが如く數十億留の長期融通を要し、種々努力したる結果辛ふじて貨物を擔保とする金融と、工場設備品を注文して三、四年の短期信用借を得たるに止まる。

ソウエート政權が三ヶ年前に獨逸から三、四年の短期で三億留の金融を得たが、それは多大の成效と目され、一九二八年秋には其金額に對する第一回返済期に達したが、其金融に依つて購入したる設備品は未だ据付も終らない状態であつた爲め、概して樂天的なるソウエートの經濟通も長期外資輸入にあらざれば工業化を實現し難き事を痛感した。

國家の財政狀態就中工業界の財政狀態は、一九二七—二八年度末には機關紙さへも大資本的修

織及大施設は停滯勝ちである論難する程緊張、尖鋭化して来た、最高國民經濟委員會幹部の
員ヂンスブルグの計算する處に依れば、既定の生産計畫を實現しても尙且つ一九三〇年には、戦
前の需要額さへも充す事が出来ないと言言して居る。

蘇聯邦の工業化は經濟政策の根本と認められて居る、蘇聯邦の工業化と云ふ言葉は、生産に要
する機材の製作工業を發達せしむる意味に解され、又再轉して農業よりも工業の發達を重視する
が如くにも解釋された。

此兩様の解釋のいづれを採るも之を完全に實施する事は困難で、寧ろ不可能なりと認める、色
々の法令、及一九二六―二七年の補助金交附の状態を見ると、大中工業の生産に要する機材生産
は三八%位に止り、之に國營小工業の分をも加算する時は一増低下し、全工業生産品中生産用機
材の生産高は二七%位に當る、之に反し戦前の一九一三年には其比例四三%に當つて居る、而し
て一九三一年は第一、五ヶ年計畫の完成の年であるが、其計畫は戦前の%には達しない豫定で、
最高即ち成績順調としても全工業生産品中の四〇%が、生産用機材に依つて占めらるると云ふに
過ぎない。

工業生産品と農産品との比例も亦決して順調と云ふ事が出来ない、ソウエート産業の計畫數字
及最高國民經濟委員會のバツク計畫の諸材料に依れば、大工業の生産高は一九一三年には三二%
一九二五―二六年には三〇%、一九三一年には四〇%になるべき筈で、工業化の歩調も決して大
である云ふ事が出来ない、又翻つて工業及農業に獨立で従事する人の増減を見る時は、此の關
係は益々良好なりとは云ふ事が出来ない、一九一三年には人口百人中工業、運輸、建築、商業に
従事する者十四人で、農業に従事する者七十七人（其他を除く）であつたのに、一九二七―二八
年には前者に屬する者十人に減じ、後者に屬する者八十七人に増加して居る（其他を除く）

國民の職業別から見ると時は工業等に従事する員數は減じて居る、而して之は一時的の現象でな
くて永續的性質を帯びて居る、如何となれば一九二六―二七年に増加した労働者の數は十一万人
で、二七―二八年には九万人増加したのみで最後國民經濟委員會の五ヶ年計畫に依るも七十万人
の増加を見積つて居るに過ぎない、如斯状態であるから徒らに工業化を高唱するよりも農業化を
堅實に唱導する方が適切であると考へる。

工業の復興最も盛に行はれし時代にあつても、露國の工業は市街地の失業者及農村の過剩人員

を收容する余裕が無かつた、而して本問題の將來は全然暗黒である、失業者の数は一九二七年には百七十万人、一九二八年には二百万人餘、一九三一年には國民經濟委員會でも三百万人餘に及ぶものと考へて居る、蘇聯邦が現在の政策を持続する時は數百万の失業者を救済する力は絶対に期待する事が出来ない。

資本欠乏の爲め生産機材製造の發達意の如くならざる事、原料の不足、工業品の原價高等は當局者をして生産の合理化を計畫するに至らしめた。共產黨は産業の合理化を行ふ事を産業機關及職業組合に強いた、之に伴ふて中央及地方に合理局が續出し、一九二二年以來露紙には常に合理化の成績を謳歌する記事が出たが、一九二八年九月勞農監察委員會が召集した會議の席上、工業合理化の成績は期待に反し効力無き事が明になつた。

雜誌トルード及「計畫産業と國家の統制誌」の記載する合理化問題を見るに、其合理化なる言葉は普通共產黨員が解するが如く、勞働組織上の統制及部分的訓練の施行並に産業上の混亂除去と解する時は、戰時共產主義及新經濟政策の初期に比しては長足の進歩と認められる、しかし之も見様に依つては資本主義國家が革命後に實行する工場整理、破壊の復舊作業、延いて勞働者、

工場職員に過重の勞働を課すること何等異なる處なく、共產黨員の思想も亦一步も前進して居ない事を知つて彼等も苦笑を禁じ得ないであらう、一步進んだと見るべきは當局が職業組合迄も動員して職工に勞働を強制した點だけで、但し不平均の除去連絡不圓滑の改善原料品、燒料、半製品の節約交通連絡の整理等には多大の注意を拂つた事は賞讃に値ひする、戰時共產主義時代の産業界を見る時は、如何なる整理も多大の光輝を發すべきは明なる事である。

合理化と云ふ言葉を純理的に、生産高の増加、製品の改良、生産能力の増加等と解する時は、蘇聯邦の所謂産業合理化は其効果が擧つて居るとは認め難い。

只其成績の見るべきは、運輸事業及石油事業の形体を整へ、纖維工業皮革工業金屬工業に於て、原料消費を節約し、採炭事業金屬工業、纖維工業等に於ては内部的運輸の技術的改善をなし、成る部門に於ては燃料の支出を節約し、製品のスタンダードを高め、機械工場を特別扱となす事に成功した事である。

之等の成功と雖も一般的生産事業の不經濟的行爲、組織の不適當なるに付する時は、決して大なる効果ありとは思はれない、之等不満足なる點に付ては監察委員會でも如何ともなし難しこの

意見が多かつた、中央合理化委員會は工業製品に付て三百種のスタンダードを定めたが、それは只定めたと云ふに過ぎずして實施されて居ないから何等の効果を擧げない、現今尙金屬製品の三〇%は依然として不合格となり歐洲では麻、黃麻等で麻袋を作つて居るのに、蘇聯邦では依然として數万米の亞麻を以つて麻袋を製しつつある状態を見ては、如何に好意を以つて評するも經濟を重んじ節約を旨とし、合理化を行つて居るとは認める事が出来ない、改造せられ又は新に設立せられたる石灰、硝子、紙等の工場の製品が、改造前より高價なる事實は、之等の工場が技術上の進歩をなしたりと認むる事が出来るであらうか疑問である、又監察院は其會議の席上數工場が數百萬留の節約の實を擧げ、之を國庫に改めて數十億の新施設の一部に投ずるに於ては、燒石に數滴の水を落すと同様で効無きのみならず、節約の實を擧げたる工場の不平を醸すに過ぎないと公言したるは當を得た言と思はれる。

合理化中唯一の成績を擧げたるは労働力の緊張である、資本金の不足、原料品の不良機材の古き事組織の欠陥等は技術行程の合理化及生産の改良等をなす範圍を狭はめ、共產主義者自ら云ふが如く、實際の合理は職工を鞭撻して成績を擧げるより外に方法が無い。

然るに此方法は一方労働運動に依つて見る如く非社會主義的であり、且つ効力が薄い、従つて期待するが如く生産力を増すべき工業化と云ふ事が出来ない。

蘇聯邦の經濟が舊機材を用ひつくし、復興の終末に近くと共に、急に根本産業が發展を遂げたるは當然である、之は將來の工業化から見て大問題たるのみならず、既に必要なる修繕をも施さずして、無理に使役し來りたる舊機材の保存が目卜の大問題であらねばならない。

之が對策として一九二七—二八年度から適用して居る處は三交替制度である、之は從來豫備として置いた事業も皆現役として使役せられたるに依るものである。

現在の技師設備を如何に使役するも技術條件を満足せしむる事が出来ない、國家計畫局の計算に依れば、一九二八年に於る一晝夜平均の工場機械活動時間は十二時間八であつて、戦前の分に比すると一七%の減少である、之を個々の事業に付て見ると尙甚しく、金屬工業に於ては二五%、食料工業に於ては四〇%にも及で居る、従つて二交替又は一交替を採り、且つ原料不足甚しからず、熟練工を相當に有する工場にありては、職工の交替回数を増して以つて、一時に機械の活動時間を延長し、従つて生産高を増加する事が出来る筈である、之は確に一時に巨資を投ずるを避

ける一方法として有効である。

一九二七—二八年度も生産増加を續け得たのは三交替制を廣く適用したのに依るものである、之は戰前に技術上又は販路上の理由で三交替制を實施しなかつた事業に對して之を適用し、極度に活動をさせた爲めである。

之が帝政から相續した基本財産の最後の豫備品である、三交替制に移る事は直接効果として生産増加を與ふるけれ共、其半面に於て舊基本財産の生命を益々短縮し、工場改善問題を益々尖鋭化し、急を要するものたらしむる事を覺悟する必要がある。

基本機財の不足が蘇聯邦工業化を妨ぐる最大の支障である。

第五章 國營工業管理問題

本問題はソウエト産業中最も複雑なるものの一である、蘇聯邦の如き大國の大中工業全般に渉る生産の指導、財政の運用、原料その他の供給及製品販賣は、その範圍から云ふても非常に大問題であつて今日迄何人と雖も解決し得ざりし處である、蘇聯邦の政府は此大問題解決の衝に當

つて以來十年間極力努力し、此間工業界は不斷の改革を續けて居る、其間個々の事業及全トラスト地方分權から中央集權に移り、又々地方分權に還元して居る、又纖維工業トラストから修繕工場と獨立させたり、製紙トラストから木工場を分離せしめて之を別のトラストとしたりした、又一變して附帶事業を根本事業の統一下に收めたりする、トラストの内部に於ても供給制度、記帳制度事業管理制度に不斷の改革を續行して居る。

十ヶ年の工業管理を通じて感知し得るは、常に中央集權と地方分權との二大潮流が交互に出頭没頭して居る事實である、比較的短期にして、困難なる時代には地方分權的管理制度が勝利を得其他の時期には中央集權が勢力があるが、此二大制度も只外觀を代へる許りで内容には大なる新味を呈するわけではない。

一九一八年は工業の國有化を實施した初年で、其當時は地方所在のソウエトが管理したる分權制度であつた、管理業務は各工場職工より選舉せらるる「労働者コントロール」と稱する幾多の委員會に依つて執行された、最高國民經濟委員會に無數の命令を廢したが、只名目上の統治權を保有するに過ぎなかつた、一九一九年—二〇年間は戰時共產黨主義時代であつて、諸産業部門毎に

中央管理局が組織された、國民經濟委員會は極度に管理の中央集權を行ひ、各工業幹部の任命迄中央管理局之を行ひ、原料の供給製品の拂下配給をも同委員會内の常設課か實行した、一九二二年—二三年は新經濟政策に移つた年である、工業は活況を呈し、自給自足制度に移つた、工業管理は中央集權から地方分權に歸した、従つて之か管理業初は各縣國民經濟委員會に委任された地方ソウエートは各管理中心となり、中央管理局は廢止の運命に立つた、個々の事業は廣大な自治權を有してトラストを組織した、一九二四年には最高國民經濟委員會は再び管理上中央集權制を採り各工業部門毎に中央管理局が設けられ、多くのトラストは地方機關から中央機關の手に移された、トラストに關する法律が發布されたが、それは各事業はトラスト理事會に服従すべきものなる事、及トラストは最高國民經濟委員會に服従すべき事を規定された、一九二六年初より中央集權は官僚主義を生み、諸事業の現業を總てその指導下に置くは、作業を澁滞せしむとの議論が生じて來た。

其當時最高國民經濟委員長たりしジェルジンスキは、其死亡の直前全聯邦共產黨中央執行委員會幹事部に對し報告書を提出したが、其一節に工業管理に付て左の如く云ふて居る、「今日聯

邦の工業經營は最も舊式に屬し、恐るべき冗漫の氣に満ちて居る、工業を管理する機關を見管理の形式を見、未曾有の官僚主義を見る時は必ず戰慄を禁する事が出來ないであらう」と。

トラスト理事會と其下にある諸事業との相互關係も亦極めて不規則である、勞農監察院はゴリツマンは、一九二七年一月月上旬の生産管理方法改革協議會の席上で左の如く云ふて居る、「諸事業の經營を直接監督して居る支配人が、今日の狀態では完全に監督の實を擧げる事が出來ない、トラストの管下にある各工場は總てに對して責任を負ふが如く見ゆるも、その實更に責任を負ふて居ない、個人經營に屬する小工業は國營工業に比して遙に成績良好である、國營工業は資本金多く、設備も良好であるから當然成績が良好でなければならぬ筈であるのに、成績不良なるは各工場と上級機關との間の相互關係が正規の如く圓滑でないのに起因する、蘇聯邦では工場自身如何なる状態にあるかを熟知して居ない、之に反し世界到處に工場を經營して居るコンモン、エレクトリック、コンパニーの如きは、各工場各別個のバランスを有し、基本金と運轉資金を有し、自ら責任を負ふて好成绩を擧げて居る、蘇聯邦のトラストは自ら原料の供給者となり、製品の販賣者となり、財政の指導者となり、勞働の制定者となつて居る、外國には如斯トラスト制度は皆

無である、聯邦のトラストはユニバーサル(綜合的)の機關で、自ら總てを統轄し、知悉するものであつて、諸工場は支配人は製品納入者に過ぎない、従つて諸工場は革命前にも見た事がない程農奴の後見人の監視にあるものである」云々。

官僚主義、形式主義、責任感念の薄弱、實力以上に重荷を課せられて、施設それに伴はざる事等は皆大欠點と云ふべきである、生産、技術、財政の豫算及計畫は徒らに事務所から事務所に回附され、時として同年度の終頃に認可される様な迂遠なるがある、監査の如きも轉々して意見の相異に會し三月―五月を要する事もある、従つてコントロールの不行届、意想外の横領、消費等が續出する事務員定員徒らに多く、會計、計理の書類のみにも多人の數量に達し、報告書の洪水に苦しみ、トラスト重役會は其いづれに依つて事業真相を知るべきやに苦しみ引いて最高國民經濟委員會はトラストの業務状態を知るに苦しんで居る、製品を市場に出すにしても諸掛り余りに多く到底革命前の比でない、屢々冗員の淘汰をなすも又速に其椅子が他人に占められ淘汰の實が擧らない。

現代工業管理上の欠點を遺憾なく現はせるは、如何にして大資本施設を實現すべきかとの問題

に遭遇した時であつた、各地方共產黨機關も中央に倣つて工業化問題を議決した、其目的達成の爲めに他の諸事業を犠牲にして數十億留が投ぜらるゝ有様で、之が指導及コントロールの爲めに有力なる黨員中經濟方面の有力者が向けられた、然るに一九二七年末に事業監査を行ひたるに一般に成績極はめて不良であつた如斯指導、計畫諸機關の存在するに關らず、屢々圖面、計畫、豫算、新技術の應用をなさずして漫然と着手したものがあつた、豫定の期待に副はざるものを不必要不適當の地に建設したものがあつた、建物に三四年を費し、内部設備に一年半―二年を費し、經費は豫定の倍、三倍に達するものが珍しくない、時としては建築落成の直後既に改築、修繕を要するものさへあつた、又建物は出來たが内部の設備がないとか、設備品は到着したが建物が出來ないとか云ふ例は枚擧に堪へない程である、外國へ機械を注文するのに誤りたる結果で不用品が到着したり、機械が到着しても据付けの智識がなかつたりした失敗も多くある。

左に此種失敗の二三を示す。

有名なるラルホフストロイ發電所は其建設に六ヶ年を費したが、其經費は豫算の四倍を要し、

一九二七年に至るも計畫の三分の一の仕事をなし得たに過ぎずして竣工後間もなく大修繕を施す

必要に迫られた。

一九二七—二八年にドネーブル河の落差を利用して、ドネプロストロイ発電所を建設する大計が立てられた、前記ラルホフストロイ発電所の苦き経験に照して、全作業を自國の建設者に委せ切る事を敢てしなかつたが、さりとて全然之を外國人に委すも自國工業の不面目を現はす事となるが故に、その中間策を探り自國機關か米獨の當業會社を顧問として建てる事に決したその結果四千八百万留を費し、自國內及外國に設備品を注文した、附近一帶の住民は他に移し、其地に大ダムを設け、職工住宅を建設し、幾多の大堤防を設け者々作業は進捗したが、急に此大發電所より得る電力の使用、消費、需要先があるか無いかの問題に逢着した、近き將來に建設豫想せらるるアルミニウム工場をドネブル地方に建てるのは不合理である如何となれば原料たる鑛石が西北地方に多く、その他にはスウクリ發電所が設けられ、同じく動力の需要者を求めてゐるからである、又建設豫定中の金屬工場及製鋼工場を、ドネプロストロイ附近の沼澤地に建てる事は困難であるし、經費を非常に多く要する欠點がある、又ドンバス(ドン河流域)炭田にドネプロストロイより電力を供給する事も不合理である、如何となれば、同地には獨特の下級安價なる石炭を使

用して、火力發電所建設の議が熟して居るからである、其中にはドネプロストロイ建設中止説さへ現はれた、然し結局國家の工業化を速に完成すると云ふだけの理由で工事を續行する事になつた、豫算は一億二千万留から二億四千万留に増額され、従つて電力一キロワット時の使用料は、四十六カベツクから一留七カベツクに値上され、其使用が困難になつた。

ケルチ地方に一大金屬工場建設の件を決定し、一九二六年初の豫算は二千万留であつたが、二七年五月には二千六百万留、同年八月には三千二百万留、二八年五月には三千九百万留、同年六月には五千五百万留と見積換をなし、其竣工期限は一九二八年末と定められて居たが、其後の建設工程に依ると一九三〇年に辛ふじて一熔鑄の作業を初め得るに止る有様である。

ドン河畔ロストフ市に世界一の農具及農用馬車製造工場を建設する事に決定着手した、然るに既に數百万留を投じたる後に至つて、ドン地方には農具及農用馬車製造に適せる木材の皆無なる事が分明した、之も其事前の調査に最高國民經濟委員會技師が、用材の豊富なる事を報告したる誤報に禍ひされたものである、後高架斯に模範的硝子工場ダゲスタンスキエオグニ工場を建設した、その建設後に至つて原料品なく、且つ多量に安價に得らるる筈であつた山瓦斯の焼出量が非

常に不足である事が分り、蒸汽動力機械を補助として据付ける必要に迫られた、セルギエフスク市に建てられ新式機械を施設した硝子工場製の塩は、手工業製のものに比して原價が六倍も掛る奇現象を呈した、且つ納入の際製品の三分の二は不合格となる不成績である。

如斯官僚式及無秩序は他の工業にも多く、原料燃料供給等の業務に於ても屢々見る處である、遂に一九二七年末諸種工場の支配人、トラストの重役、經濟學者等は數回の會議を催して、健全なる工業々務を確立するを要すとの結論に達した、人民委員會議長ルイコフは第十五回共產黨大會の席上で、「工業方面には斷然たる改革をなす必要がある」と斷言するに至つた。

彼の所謂斷然たる工業改革は、又々常例の如き工業管理權所在の變更となつて現はれた、一九二七年六月中央執行委員會の決議で左の如く工業管理形式が變更される事に豫定された、即ち工業の計画的指導にはタッチしない従つて中央即最高國民經濟委員會の諸機關の手に計畫指導業務を残して置くが直接の管理業務は諸共和國の經濟委員會或はトラスト重役會に委任し、工場には業務上或る程度の自由を許し、契約は工場に依つてトラスト重役會と協同業務を行ふ事を許し、トラストから製造を課せられずして契約に依る注文を受け、生産品を其時價計算でトラスト

に引き繼がす、先に契約したる代價で引渡す事とし、工場は間接にその生産品を市場に賣り出す權利を得、トラストを経由せずして原料半製品等を購入する權利を得、又工場がトラストの名を以て獨立して支拂手形を交附し代金として手形を受入るるの權能も附與され、注文契約代價に比して原價に於て節約し得たる金額及利益の一部を、工場の任意に處分する權利をも與へられ、工場はその製品に所屬トラストのマークの外その工場のマークをも付する事が出来、工場支配人は一定期間の業務契約を締結する爲め、重役會に召集されて業務の打合をなすに止まり、トラストは日常の業務には干渉しない事となり、而してトラストの指令に對して工場支配人に於て不服の點ある時は、最高國民經濟委員會に訴願する權利をも與へられんゝした。

然しその改革は最高國民經濟委員會内の純粹なる共產黨員及トラストの當局方面から非常なる反對があつた、それは同法令發布の曉には國營工業が指導中心から離れ去つて、總ての改革は一片の紙片たるに止るべしと云ふにあつた、その反對の結果上記の改革案は實施の運に至つたけれども共僅に一ヶ年間で反古となつた、之は各人の知悉して居る處であつたが、何人も之を口外するものがなかつた、その後ドン流域炭田のシャフト事件發覺するに至つて、何故に同法令の命脈短か

かりしかが明になつた。

先に大至急で工業管理改革法令を發布したる一ヶ年後、即ち一九二八年三月に入りて勞農監察院は次の如き結論を與へて居る。「工場及トラストの權利に關する法律の實施狀態を調査したる結果、極輕微なる權利と雖も充分確實なる根據の下に移讓されて居るが、最高國民經濟委員會は極はめて冗漫に之を實行し、トラストも工場に對して之を即行して居ない」と。

一九二八年六月に至つて勞農監察院は遂に大トラストは法令を無視し、最高國民經濟委員會は法律を履行して居ないを論斷した、内部に潛入したる經濟紊亂病は監査及裁判々決の結果外面に現はれ來た、中央亞細亞疎水局事件、ソウエート活動寫眞トラスト事件、纖維工業トラスト事件最近のドン河流域炭田シャフト事件等は、恐るべき官僚主義、紊亂、犯罪を光町の下に暴露した。

十年間に涉つて確實なる工業管理の主義を發見する事が出來ず、國營工業を正當なる軌道上に走らせる事の由來ない無力は、何に依つて説明すべきであるか、共產黨員は之等は總て専門家のサボタージュ及故意の犯行に歸して説明せんとして居るが、それは誤認であつて、吾人の見る處ではその依つて來る原因は問題の根本に深く浸入し居り、國營工業組織の根本に欠陥あり、進んで

一般の國家統治形式に何等かの欠點あるものと認めるのである。

官僚主義、無責任、混亂、犯罪等は主として人民の正義の觀念薄弱にして、公共的コントロール及公明正大を欠ける場合に發生するものである、蘇聯邦新聞は屢々一般的統治の欠點、就中工業管理の欠陥に付て論議するも、然し事情を知らない讀者は單に政府が個々の小問題に付て力をつくして居るものと解し、その結果問題は一部局に限られ、組織大綱には欠點なきものと誤認してゐる。

老ボリシエウイクの一人たるヤコウレフは勇敢にブラウダ紙上に之を左の如く痛撃して居る。「共產黨の各員及自覺したる公民は、大資本施設の重大なるもの一として適當なる時期に新聞紙に依つて解剖されないのに驚くであろう、蘇聯の新聞は余りに下級者の小過失批判にのみ筆を費す此件に付て自分は屢々勞働者に付て質問して見た、其結果彼等より新聞が何故に大局に目を付けずして小事にのみ拘泥して居るかと云ふ返事を得た、吾人は新聞が個人の過失を書き立てるよりも、大局から見て大施設の不圓滑なる進捗や、不正を筆誅せん事を希望する」、彼の言は共產黨新聞、機關紙の勝手なる事を諷刺して居る、ヤコブレフは此言説の結果孤立に陥つた、其後間もな

く全聯邦共產黨中央機關紙ボリシエウイク紙は「不満足を公表し、欠陥の原因を究明せんとするが如きは自省がなくて、既にメンシエウイク(漸進主義)の主張に屬し、反革命的行為である」と斷じて居る。

統治上の欠陥の爲め各種の非行を生ずるは勿論であるが其他に尙國營工業の管理を適當に行ふ事の出来ない根本的原因がある、而して之は統治の形式を變更しても尙除去する事が出来ないそれは露國經濟の特異性と、工業の固有トラストを組織せしめたる條件が混合して醸成したる一事態である。

蘇聯邦トラストの大部分は其發生の日より偏優病に罹つて居るオルガンズムと同様である、トラストは總ての經濟方面のオルガニツクの成育に伴ひて生れ出たものでもなく、又國民産業各部門が工業のトラスト化を要求したる爲め、適當の準備を経て組織せられたものでもない、歐洲大戰の直前には工業の或る部門は急速なる進歩を示し、集中を可とし、シンジゲート化を可とする向もあつた。

次の數字は戰前露國工業の集中化を示すものである、一九〇〇年露國には二大金屬工場があつ

て、各工場年額一千万布度の産額を有し、全國生産高の一七%二を占めて居た、一九〇八年にはその數五工場に及び總生産高七千万布度、全生産高の四一%五に及び、一九一三年には九工場、年額一億五千万布度即ち全生産高の五三%一を占めるに至つた、石油工業にありては六大事業ありて全生産高の六五%を占め採炭事業にありては年額五百万布度餘を採炭するもの數件に及び、一九一一年には全生産額の四七%八を生産し、一九一二年には其比例八四%五に及んだ。

然共概して其生産及販賣の組織は舊式であつた、グリネベツキー博士は戰前の此舊式なる有様を左の如く評して居る、「事業の分布及時としては全事業さへも其位置が市場及供給條件に適合して居ない、生産の専門的分類が不足で、非常に綜合的である、例へば五千—一万の職工を有する大工場にして、其配下の工場間には技術上にも管理上にも更に連絡の無いものが多い、歴史的に合同して居る在來事業にありては其機械も、一般設備も、建物も甚だ舊式に屬して居る、薄暗く古く、狭い工場建物は不便なるのみならず生産諸掛を多く要する、賃銀安く、燃料安く、露國製造品の品質に付ては、不評の定評のあつた過去時代には忍ぶ事の出來た之等の設備は、必ず將來の工業の破滅を來すべき前提である」と、又工業管理集中主義を施行し初めたる工業部門にありても

そは充分完全なるトラスト化でなく、又工場管理の統一と云ふ事が出来ない、内亂及共產黨の試練は總ての市場販路を破壊し、シンジケートの片鱗を認むべきもの迄も完全に破壊し去つた、西歐に於けるトラスト化即ち完全なる生産事業の合同は、當然履むべき過程を経て成立したものである、即ち販賣すべき地區の分配、正確なる品質標準の制定、販賣機關のシンジケート化等が準備された後の事である、之に反し蘇聯邦にありては共產黨の決議に依つて之を敢行し、一九一七年に既に若干トラスト化して、一定の販路を有し居りたるものに付ては勿論、進んで齒牙に掛くるに足らざる中小工業に迄之を強制せんとした、資本主義國家の實驗に依つて、トラストの存立し得る根本的條件としては、其内容を充分に改革し、完全に合同したる後にあらざれば實現し得ざる事が明白である、即ち技術とより見て完全なりと認めらるる大工業に對しては、全力を擧げて生産に努めしめ、舊式不完全なるものは除外閉鎖すべきである、然るに現代蘇聯邦のトラストは玉石混淆トラストを設立して居るのである、勿論産業の合理化は蘇聯邦に於ても屢々試みられただけども、急激深刻なる貨物饑饉に類し、或は指導其の當を得ざりし爲め、には資本金不足の爲め多くの場合目的を達し得ざりしのみならず、逆に組織破壊の厄に遇ふた、従つてオルガニツク

のトラスト化は多くの場合合同的産業機關を構成せず、生産の技術標準を高むる事なく、生産品の原價引下げを現出せざるのみならず、反對に徒に膨大なる機關を設くるに止り、トラスト生産品の價格を高めるに過ぎない。

蘇聯邦のトラストは世界の一異例として、國內に於ては絶對的獨占状態に依つて保護されて居る事實及輸出入共國境が閉鎖されて居る事がトラストの強制施行に便利である。

西歐に於てもトラストは、特に文化及經濟の發達して居る一定の壇場に於てのみ發達するものである、革命前の露國工業は廣くトラスト化を電光石火式に敢行する様に準備されて居らず、發達もして居なかつた、且つソウエト政權は其施政十年間を通じて、工業のトラスト化を促すが如き何等見るべき施設を施して居ないのみならず、寧ろ自己の誤認及ユートピヤの錯覺に依つてトラスト化に反對するが如き事情を續出させて居た。

露人の通有的欠點として技術的及組織的材能の貧弱なる事を擧げ得る、帝政露國の政治及文化の状態は大工業を巧に管理し、條理明白に、連續的に其業務に専念從事し得る人を養成する事を得なかつた、又同時に獨立して指揮、指導の任に當り得るが如き偉大なる技術家が少なかつた、

従つて露國工業の首腦者又は支配人主任技師等に外人の居つた事は當然の事である、革命後十年間に露人技術者の數は益々減少した、即ち自國の技術者には死亡、避難相繼ぎ、外國人技術者は殆んど皆歸國し去つた。

先進資本主義國家にあつては、工場全従業員の中平均一〇——一五%は技術員としての素養を有するものなるに、蘇聯邦にあつては此比例二%に過ぎない、一九二七年十月一日付最高國民經濟委員會の發表したる技術力に關する特別調査は、此間の事情を明に示して居る、國營工業に従事する技師は一万七百人で、其中五千四百人は五年以上の經驗を有して居ない、即ち年令若くして、經驗少なく、且つ國內限りの見聞を有するに過ぎない、經驗を有する技師の數は年と共に減少して居る、之に反して使命は益々重大になつて居る、即ち一工場の管理さへ出來ない若年技師が、トラストを管理する場合があり、數十億留の巨費を投ずる大施設を設計監督する必要があり然も國家組織が他と全然異りたる有様であるから、外國參考者に依る事が出來ない、月下の急務は經驗ある經營者及技師を要するは勿論なるも、同程度に世事に通じたる經營者及技師も必要である。

ソウエート政權初期の試験、即ち地方所在の工場委員會(労働者コントロール)を通じて事業を管理する事は全然失敗に終つた、それは労働者は必要なる經驗と智識を有せず、事業家は技師及高級職員と共にソウエート組織に不満を懷いて居たし、且つ監視付きで居る様な状態であつたから、共產富員の管理方法を學習せんとせず、又生産業務にも努力しなかつたからである、新經濟政策施行六年後に於ても「トラストと工場との一致、換言すれば帝政時代よりの技術家と共産黨員との共同動作は遂に失敗に終つた、此期間に有能、天才的の事業家が、労働者階級の中に發見された事實もあるが、生産事業は尙數十の人士を要求して止まなかつた」。

先に論旨の一部を轉載したる勞農監察院參與官ヤコウレフは、黨員の事業管理に付て左の如く云ふて居る、「我が事業家は多くの場合は労働者出身である、従つて彼等が特別の智識と教育を有して居ないのは當然で蘇聯邦事業家の履歴は即ち労働者の歴史である、彼等の大部分は革命の戦士で、地下室育ちで、軍事委員政治部長、工場及トラストの支配人さへも此種の者が多いから、彼等が事業管理智識及教育を受くる事を得ざりしは當然である、今日迄實際の處教育、勉強どころでは無かつたのである、以前は政治的に身邊が常に危険であつたが、智識の不足の爲め、危険を

感ずる事は今日の如く甚しくなかつた、今日では數十億留の大施設を擔當するに至つて、始めて知識の不足、教育の不充十分なるに危険を感ずるに至つたのである」と。

此問題は左の如く數字的に説明する事が出来る、一九二八年一月一日付で最高國民經濟委員會計算分配課は、工業を管理しつつある人士の構成分子を調査した、其結果共產黨より見て黨性は完全に保証されて居る事が明になつた、即ちトラスト重役の七一%四、シンジケート重役の八四%四、支配人の八九%三は共產黨員で占めて居る、此表を發表して居る共產黨中央執行委員會報は、「現今工業改革期に當りて教育、科學及技術の準備が大に必要なるにも關らず、此方面には極はめて等閑視され多くの欠點がある」と警告して居る、初等教育を受けたるに止る者はトラスト重役の四五%六を占め、シンジケート重役の五〇%餘を占めて居る、七百七十件の事業支配人中更に正規の教育を受けざるもの三%五、初等教育のもの七一%六、中等教育の者一六%、高等教育のもの八%九である。

普通教育及技術教育を受けざる者か、工業全班の指導をする事が如何に困難且つ危険であるかは明白なる事實である、然し共產黨員たる労働者に教育なき事が、革命前に無産階級が經過して

來た世態の直接結果なりとすれば、それはソウエート産業指導者の責任と爲すべきである、所謂ソウエート經營者の大部分は労働者出身で(トラスト重役の四一%、シンジケート重役の六三%に當る)経験のみで技術的準備の不足を補ふ事は出来ない、然も彼等支配者階級が同一事業に従つて居る期間の永くない事は、一年以上に及ぶ者三〇—三五%、二年以上に及ぶ者三二—三三%、三ヶ年以上に及ぶもの一三—二〇%に出でない事に依つても推定する事が出来る。

政情の變化、地方及中央當局の無理解の爲めに、轉々として其勤務を變更される共產員たる經營家は、黨に絶対服従を誓約して居る爲め、何等不服を唱ふる事を得ずして、自己に托さるる事業の何たるを知らず、又専門家の言に盲従する事も爲し得ず其上自衛の爲めにブルジョア式の科學をも無視するが常である、技術的知識の重要な事を指摘される事を彼等は辱しめられる様に解釋する、ヤコウレフは此事情を「革命を天才的に成就したが、今は急に無知識に還つた」と云ふて居る。

又半面から云ふと、商業上及技術指導家、即ち舊時代よりの殘留者、技師、支配人の一部等はソウエート組織に不満を感じ、時々變更さるる爲政者の要求に應じ切れずして、單に形式的に作

業を行ひ、最少の責任を負ひ、更に獨創的に仕事を行はば、只極めて小部分の仕事に熱愛する技術家や、支配人が献身的に仕事をすれば、彼等は多くは爲政當局の官僚主義と衝突し、或は當局の不信用行爲と衝突する、之は莫斯科水道部技師オリデンブルグの自殺事件が明に証明して居る、同氏は其事業を熱愛するの余り、戦時共産主義時代に召集に應ぜずして水道の爆破を救ひ、ルイコフに對して公開状を出して身を終つたのである。

ドン流域炭田シャフト事件は、ソウエート施政十一年にして尙帝政時代よりの残留技術者と爲政者との合致が、意の如くにならなかつた事を如實に示すものである、政策とか宣傳、判決等を外にして、本事件は事業の混亂と紊亂とを明に示して居る。

蘇聯邦最大の採炭トラストたるドンウーゴリは、工業の鍵とも稱せられ、其トラストの幹部は共産黨の有力者なるが、永年に渉る秘密行爲を隠す事が出来ず、世上にも風評となり、標本的悪人を以つて目せられ、其後所罰せられたる技師を一部新聞は義人と稱する程であつた、最初ドンウーゴリの責任者の位置にありしは黨員ルヒモウイチで、現在の最高國民經濟委員會副委員長であり、責任者たりしはローモフであつて、同人は十月革命に名を馳せた人物である、此兩人は

精力主義の權化であり、勢力家であつたが、大石炭トラストを經營する智識を欠き、經驗なく、其教育を受けた事のない人であつた、従つて經營上及技術上の大問題に逢着すると之を解決し得ざる事小兒と同様である、舊時代事業主の指圖で採炭額を減するは怪しからんとて専門技師を非難し、其半面に於て貯炭額が非常に多く自然發火の惧あるが故に、採炭額を減すべしとの命令が同一幹部ルヒモウイチに依つて發せられるが如き矛盾がある、又幾多シャフトの休工命令がトラスト重役會に依つて與へられて居る、最大なるアルハイ炭層休業はローモフの命令に依るものである、又ドン炭田の採炭に全然適せざるボーリング機械が、高價で外國に注文された事も裁判で明らかになつた、勿論如斯機械の注文は技術委員會の協議にて決定し、トラスト重役會の承認したるものなる事明である。

共産黨員が技術的に無智識で、悪行を恣にしつつ不公開の境域に居ると云ふ事が即ちシャフト事件の根本原因をなし、又同時に其判決はソウエート工業管理制度全般に對する非難判決と認むる事が出来る。

ソウエート工業管理制度は上記の如く常に動搖して一定の方針が立たない、中央集權から地方

分権に、又地方分権から中央集権に度々變へられる事は、鍊金術士が石を鍊つて金を得んとするのと大差がない、それは管理の外面的形式でなくて、一定の方針なき事及紊亂を來す原因である。經濟的及特別の條件、文化及習慣の特異點等がユートピア的發展を阻礙して居る、中央集権主義に依つても生産、財政、大施設計畫、貨物取扱輸送の統制が數百のトラスト間に明白に利害關係を異にするにすれば、若し地方分権に依る時はトラストに統一さるる數千の各事業間に抗争を生ずる事は明である、市場關係の異常、投機行爲、背徳行爲等は現在の計画的指導制度を破壊しつつあるものと認める。

産業管理の中央集権制度は少く共官僚主義、物價騰貴、混亂を助長し、地方分権制度はトラスト化、シンジケート化及工業國營の根本方針に脅威を感せしめ、此所に於て進退兩難に陥るのである。

共産黨は自力のみを以つてしても、帝政時代よりの専門技術家と協同しても、工業管理を完全に遂行する事が出来なかつた。

第六章 工業國營問題

既に十ヶ年に涉りて實施せられたる國營工業は、政策として又國家産業の見地及勞働階級の利益の點より見て其當を得たるものであるうか、此問題は社會問題に興味を感ずる者の等しく着目する處である、既に十ヶ年を経由して居るから若干の結論を與ふる事が出来る。

國民産業はソウエート政權創立後十一年末に多大の危機に類した、即ち工業は資金欠乏の爲め困難の淵に臨み、工業管理に現はれたる官僚主義、紊亂は住民の肩に負ひ切れない重荷を課した。工業發達のテンポは遅々として進まず、貨物儲蓄は常態となつた。

社會主義に好感を有せざる者は、工業の國營及資本主義經濟との斷絶を以つて、ソウエート經濟破綻の眞原因なりと唱へ出した、彼等は社會主義者のプログラムの要求が其純粹なる形式を以つて露西亞に現はれたと云ふてゐる、即ち總ての共有が行はれた、従つて之が破綻は社會主義の破綻であると云ふ事が出来る、又彼等は私有權の神聖なる殿堂を蹂躪し、個人事業家の獨創的經營を打破し、個人事業家の經營眼を密閉する時は其所に何等の産業合理化を期待する事が出来ないと斷言して居る、此意見が社會主義戰線に對抗する最も鋭利なる武器である、ソウエート政權の今日迄の失敗は工業の國有化に對する熱中を或る點迄減少せしめ、信念確固たらざる社會主義

者は動搖不安を感じた又注意して國營工業を研究する時は、總ての困難と危機は必ずしも工業國營を實施したるが爲めに發生したるにあらずして、それは工業組織の一新形式外ならず、只共產主義者が之を實施するに付て採りたる手段方法が、失敗を招待したる事が明になつて來た。

工業の國營化は多く社會主義團體の根本的要求の一である、然し如何なる程度迄國營となすを可とするか、如何な手段にて之を行ふを可とするかの問題に付ては多くの社會主義者は徒らに理想に心醉せず、實際論に依らん事を希望して居る、既に工業が充分に發達し、有力にして組織ある労働階級を有する國家にして、工業國營を實行するに充分の素質を有する國家の左翼黨派―其中には共產主義を是認したるものを含む―も、漸進的に工業國營に移るべきを至當と認めて居る然るに經濟的にも、文化的にも後進國たる蘇聯邦が、電光石火的に總ての工業の國營化を實施したのであるから、其結果は一層欠點を暴露し、困難を増し、國民産業復興歩調を遅からしめたるのみならず、現在の如く蘇聯邦を困難なる状態に陥れたのである。

共產主義者は聲を大にして工業國營の成績良好にして成功したるを高唱し、之が証左として國民産業が戦前の標準に達したりとの統計を擧げて居る、然し此立証方法は信用の度が薄い、ブ

ーリンの演説を聞ける人が左の如きメモを彼に送つた「貴トは帝政々府は國家各般の發達に對して之を阻止する爲めに努力したと云はれたが、露西亞は戦前相當長足の進歩を示して居るではないですか」之に對しブーリンは「然り君主獨裁政治なりしにも關らず多大の發達をした」と答へて居る。

蘇聯邦工業の復興は早かつたが病的であつた事實は、工業國營を辨護する所以でない、歐洲諸國の經驗に照し個人經營の復興事業を行ふと、必ず労働大衆の生活状態の悪化を來し、多數労働者を犠牲にするに共產主義者は云ふて居る、然し個人の搾取、投機と今日の蘇聯邦當局の行つて居る處とどれだけの差があるのであらうか。

工業國營は社會主義者に採つては非常に重大なる價值があつて、國民産業及労働大衆の爲めには動かすべからざる原則と認められ、重大なる原因なきに於ては之を撤廢する事能はざるのみならず、その縮少をも許さないものである、然し實際に蘇聯邦産業及労働階級の利益が之を要求する時は改正する必要がある。

蘇聯邦の國民産業は幾多の危機に會し又ジグザクを免れなかつたが、兎に角今日の處迄展し

て来た、君主獨裁制の顛覆、地主の土地所有権廢、天産物の豊富、巨大なる國內消費市場等は、産業の急速發展を保證するのみならず、戦争戦時共產主義の破壊的行爲に對して充分に堪へて来た。

其後の復興作業は帝政時代より繼承したる資財機材を基として行はれたもので、既に此繼承資材は殆んど使役しつくしたのであるから、此上少しでも前進せんとするには多大の資本を投ずるの必要がある、而して既に政府は工業の大小、輕重に關らず總てを國營として居るのであるから國家は今度逆に總ての資財を工業に投ずる必要があるのである。

蘇聯邦が現に行ひつつある工業國營は少くとも其國勢財力に適したるものでないのみならず、生産能力を萎縮せしむる所以である。

國營の實力に適合せざる程度の國營及其形式は、國營として當然もたらしべき好果を零にするのみならず、渺なからざる悪果を招徠するものである、計画的産業の爲に好都合にして、所有者の利益を國家の手に收め勞働大衆に生産上のデモクラシーを許し住民に安き製造品を與へ得る時に於てのみ、工業國營は社會主義者に採つて重大なる價值ありと云ふべきである。

然らばソウエートの實際状態に付て之を考査する。

内亂後國家の産業は國家のアクチブなる、計画的なる指導を多く必要とし居た、しかし共產主義の爲政者は此問題を單順化するとの口實の下に、總ての工業、總ての貿易、大部分の内國商業を國營に移し、積極主義で計畫指導を行ひ、人目を幻惑させた、計畫遂行の失敗は全國民産業を占有せんとせるに基く事は、ソウエート經濟學者さへ喝破する處である、之に反し若し政府が重要産業のみに限りて之を其指導下に收めたならば、多大の成果を收め後たであろうと思料する。

ソウエートの工業國營は電光的に行はれ、數千の個人事業家を生産界より驅逐し、勞働者及農民が毎年非勞働者に支拂ふ數百万留を投けたるが如く見えた、然し急激に全工業を國有化した爲め、其管理を適當に行ふの實力を欠いて居る事が明になつた數千の個人事業家に代つて現はれた者は、數千の赤色官僚、トラスト幹部、仲介者であつて、物した物を物せんとして失敗した、有様を呈した、公定相場局員ワインシテインは國民産業蓄積問題を調査して左の如く述べて居る、國家の諸事業機關は極めて尠大であつて、其従事員は戦前の個人事業に比して非常に多い、蘇聯邦の事業指導者の俸給は表面極はめて小額なるか如くなるも、事業上支出する金額の一部分は明

に維等の要求に依つて、人目に觸れない報酬として其ポケットに入つて居る、國民産業蓄積の點から見て此種の個人的の需要金額は、決して戦前大事業の幹部が得て居た俸給に比して劣る事は無いであらう』と。

蘇聯邦は既に十年余に涉つて工業の國有化を實行し、舊所有主の不生産的需要を打破したるも安價なる貨物の生産及良質なる貨物の生産には失敗して居る、本國の製品は外國製品に比して二三倍高い、之は歐米諸先進國に追及するの困難不可能なる事を説明するものである、加之現在の製品は戦前露國品に比して一倍半—二倍高く、實に於ては數等劣つて居る、如斯高價なる所以は原料品の高價なるに依るものでなく、—如何となれば國營工業は原料代を正當に農民に支拂はなからである—、又勞働賃の騰貴に依るものでもなく、只行政費及その他の諸掛費が異常に巨額に達して居るからである。

工業の國營化は敢て勞働者の勞働條件を好轉させて居ない、其工賃額は中には戦前の額を越してゐるものもあるが、中には之に近付いたに過ぎないものもある、戦前露國勞働者及職工の賃金は極はめて貧弱であつて、常に彼等の生活を脅威し、彼等の文化を低トせしめて居て、之が又秘

密結社又は組合を組織せしむるに至りし最大原因の一である事は一般に明なる事實である、蘇聯邦當局は生産額の増加に努力するの結果、出來高作業又は時間外作業を強行し、勞働力を最低限に評價するの方針を建てた、従つて失業問題が所在に發生し、一九二八年末には職業組合員にして失業する者二百万人の多きに達した。

勞働者が生産事業を管理すると云ふ事は政權獲得の初めに常に共產黨員の誇りとする處であつたが、今は一の虚偽に過ぎない状態であつて、實際事業の管理權は全て赤色支配人及技師の手中に握られて居るのである、勿論工場の共產黨細胞に屬する者及彼等と良好なる關係連絡を有する特定の中立派職工は、工場に於て特權階級として立つ事が出来るが、其他の職工大衆は依然として飢肉勞働を賣物として生活するに外ならない。

勞働者の状態改善の度少しとて工業國營の原則を非難する事は其當を得ない、最も完全なる機械と雖も適當に之を使用しない時は、若干の欠點があるのは無理でない、之と同様に現在露國勞働者の状態を以て、工業國營がもたらした結果であると賞賛する事も出来ない。

自由なる事業設定及個人所有の信念に向ひ、完全なる國有撤廢要求をなすには、先づ現在ソウエ

ト式の總體的國營化を非認すべきである。

新經濟政策施行の際には、政權指導者さへも廣範なる國營解除の準備をして居た程である、一九二一年八月九日付て新經濟政策を實施するに付て、人民委員會で發布した命令中に左の一項があるに徴しても明である、第四條「將來國民産業の衰微を阻止する爲め左の方針にて改造するを要す(甲)國家は最高國民經濟委員會を代表として又地方機關は個々の大生産機關及一定數の重要な或は國家的見地よりして必要と認め、又は相互に關係を有する事業の直接管理を其手中に收む(乙)最高國民經濟委員會及其地方機關の手中には、國家計畫に従つて國家機關又は其他の機關より、材料、食料及資金方面に不安を感ぜざる事業のみを收める」尙左の一節もある「ソウエート機關は斷然として自力を以つて作業する事能はざる事業を、民間其他に貸付する法令を實施するに努力すべきである、それは國家機關の過重なる負擔を軽くする所以である」

不幸にして此傾向は永續せずして、共產黨内には反對論勢力を得、次で中央委員會の一九二七年十月二十七日の決議となり、最高國民經濟委員會及其地方機關は實際に於て國營工業の範圍を非常に廣くし、作業に従事し得ざる工業はそのまま休業状態を持續させて、國家の手中に握つて

居た、加之現在の工業を全然ソウエート政權の手中に收めたるのみならず、進んで將來も工業は國家の獨占とする事に定めて居る、將來個人は利權の名目にあらざれば、大事業を創立する事が出来ない状態に置かれて居る。

個人事業は原料施設、運輸、輸入、納税、金融、販路の點に於て常に國家の制肘を受け、又左黨の策動如何に依つては經營者の捕縛、流刑、事業及財産の沒收等の危険ある爲め、新經濟政策施行中と雖も露人にしてな事業を經營せんとし、又は經營したる者は一人もない、自國政府の特別保護下にある外國人と雖も商業には資本を投するが工業には巨費を投する事を欲しない、又利權として在來の工業を繼承し經營する事を希望するも、新に工業を創設する事を望まない、ソウエート國家は資金に欠乏し、常に貨物の不足に苦しんで居る有様であるから、工業の國家獨占は工業國營方針中最悪なるものの一である。

上記一九二一年八月九日付内閣令は、國家の手中に收めらるべき工業の範圍に付て、その當を得たる指導を行ひたるものと認める、如何となれば同法令は國家が經營し得る工業のみをその手中に收めんとし、工業の國家獨占を否定して居るからである、不幸にしてその法令は速に忘却さ

れ、上記の如き思想は反革命なりとさへ認められるに至つて居る。

蘇聯邦の經濟、社會、文化狀態より云ふ時は、國家の行ふ産業は國民産業の形式に過ぎない、一九二二年末露西亞民主的社會主義の見地に立つて左の如く云ふて居る人がある、國家が個人事業家よりも成績よく事業を經營して行ける處では工業を國營とし、産業を國營とすべきである」と、銀行、鐵道、石炭、石油、金屬、工業、大發電所、その他の大事業のみを國家の手中に收めて置く時はその國全産業に對して決定的の勢力を收めて居るものと認める事が出来るのである。

國家が大事業のみを手中に收め、指導者及技術者の兩幹部を好く結合せしめ、必要な資金を供給する時は、國家は之を模範的事業として世上に紹介するを得べく、良好にして安價なる製品を生産せしむることが出来るし、その従業員の生活を向上せしめ、彼等をして生産に参加せしむる事も困難でないと考へ、之を工業國營の宣傳に用ゆる時は最も効力あるものと認める。

その他の工場は國民産業の見地よりして全然解放すべきである、加之新工業創立を許し、彼等の爲めに正規の状態を形成せしむべきである、國營撤廢は先に國營を施行したる時の如く電光石火的に行ふのは當を得て居ない、國營解放を以つて事業を舊主に反還すると解釋しては誤つて居

る、内亂は多年に及んだし組織の改正が行はれ、施設、設備が改められ、修繕され、今日では實際の持主なるものを確定する事も困難であるし、所有權を云爲する事も其當を得てない、且つ舊所有主の多くは現在既に事業を經營するに要する資本を持つて居ない。

國家が工業國營を解除する際は必ず國家の利益を念頭に置くの必要がある、その方法としては(一)、正當に業務を經營し得る資金を有する時は舊所有主に反還する事(二)、露人又は外人に新に賣却し又は拂卜ぐる事(三)長期利權として貸付する事等が適當である、工業國營を解除する時は國費を非常に節約する事を得べきが故に、之を純國營工業の資本金には運轉資金に振り向ける事が出来る、共產黨員は工業、事業の國營解除を行ふ時は國家の工業統制力を失墜し、個人事業に壓迫さるゝ事を危惧して居る様であるか、それは先にも述べた方法を講ずる時は意どするに足りない、此方法の眞價を知らずして徒に危惧の念を懷く者は、眞誠なる國營事業が個人經營に對して有すべき特徴及優越を知らないものである。

然し一面に於て國民産業及勞働大衆の利益擁護の爲めには、國家は國營工業の計画的指導に努むるのみならず、個人工業に對しても廣範なる統制を行ふ必要がある、但し此統制たるものは明

に法律にて定められたる範圍に於て爲さるべきものにして、徒らに行政處分を行ひ、干渉に類する行爲ある事を許さない、國法に依つて工業を統制すると云ふ事は、大工業を適切に統制すると云ふ事に依つて、益々其意義を大にするものである。

社會主義者各人が有する國營主義は、現今蘇聯邦で行つて居るが如きもので無いけれども蘇聯邦の國營の手段及方法を改善する時は、當然敵手よりも承認せらるべきものである。蘇聯邦の政策が同國の産業を困難に陥れたるは、ユートピヤに心酔したる結果に出でたるものである、工業上の後進國であり經濟的に無力なる國家が總ての工業を國營にしたるは大なる誤であつて、然もその手段方法が亂暴を極めた事は、マルクス主義の研究不足に起因し、その眞意を解せずして皮相のみを學びたるものと云ふべきである。

蘇聯邦の内外商業及工業に對する批判 (下) (終)

哈爾濱商品陳列館刊パンフレット目録

號數	書名	備考
一	東三省特別區市内、郷、自治、暫定規則並施行令	(缺)
二	北滿特産と日本特産商の現状	(缺)
三	滿洲里、海拉爾事情	(缺)
四	勞農露西亞の國家制度(上)	(缺)
五	同 (下)	(缺)
六	勞農露國の對外貿易規則集(上)	(缺)
七	北滿洲の工業概観	(缺)
八	勞農露國の對外貿易規則集(下)	(缺)
九	現行勞農商業法規概説	(缺)
一〇	現行勞農企業法規概説	(缺)
一一	西伯利經濟事情(上)	(缺)
一二	同 (下)	(缺)
一三	北滿地方の阿片	(缺)
一四	露國の亞麻と北滿洲の亞麻栽培研究	(缺)
一五	(一)ソウエート、憲法史の梗概 (二)金融上より見たる東鐵附屬地土地建物の權利關係	(缺)
一六	(一)ソウエートの最高裁判 (二)ソウエート機關の概要	(缺)
一七	勞農露國に於ける取引契約	(缺)
一八	(一)村落、郷ソウエート機關の概要 (二)勞農當局の説明せる同國の現状	(缺)
一九	(一)同縣州内國貿易部に關する規定 (二)勞農勞動組合法規 (三)ソウエート内に於て外國人が商業に従事する規定	(缺)
二〇	包裝の研究	(缺)
二一	ウクライナ共和國の概況	(缺)

二三 北滿地方の阿片 (下)

二三 北滿に於ける露人及外人關係事業 (缺)

二四 露領極東大觀(一) (缺)

二五 同 (二)

二六 入露の指針

號外 臺灣の旅

二七 (一) 勞農露國內異種民族共和國の近況
(二) 勞農露國及極東購買組合成績

二八 露領極東大觀(三)

二九 哈爾濱に於ける列國の經濟勢力(上)(缺)

三〇 全 (下)(缺)

三一 露人の見たる太平洋問題解決道程一(缺)

三二 東支沿線指南(上) (缺)

三三 勞農露國々立極東及極東農業銀行定款

三四 露人の見たる太平洋問題解決の道程(二)

三五 露領極東概観

三六 露人の見たる太平洋問題解決の道程(三)

三七 東支沿線指南(中) (缺)

三八 露人の見たる太平洋問題解決の道程(四)

三九 沿海縣事情(上編)

四〇 一九二五—二六年度ソウエート國民經濟豫想

四一 大正十四年度勞農露國

四二 沿海縣事情(中編)

四三 同 (後編)

四四 ソウエート聯邦對外貿易銀行定款

四五 極東經濟問題中に現れた東支鐵道(上編)

四六 同 (下編)

四七 公報より見たるソウエート聯邦經濟狀態

四八 ソウエート對外獨占とネーブ

四九 計画的經濟と外國貿易獨占

五〇 ソウエート極東の教育

五一 ソウエート國營工業

五二 (一) ソウエート一九二五年度の經濟政策
(二) ソウエート工業管理に職業同盟參加

五三 ソウエート利權政策の新傾向

五四 經濟上より見たる勞農露西亞

五五 極東地方金融制度

五六 ソウエート聯邦法規概要(上)

五七 勞農露西亞の財産權

五八 ソウエート聯邦法規概要(下)

五九 ソウエート聯邦に於ける密輸 (缺)

六〇 ソウエート聯邦に於る外國貿易(一)(缺)

六一 同 (二)(缺)

六二 東支沿線指南 下編(乾)

六三 同 (坤)

六四 ソウエート聯邦に於ける經濟事情 (缺)

六五 ソ聯邦と共和國並に共產黨と猶太人(缺)

六六 ソウエート文化施設外國人の權利義務私有財産及相續財産

六七 西伯利地方極東地方並ヤクートスクプリヤトモゴリ社會主義ソウエート自治共和國

六八 ソウエート聯邦利權法(上編)

六九 同 (下編)

七〇 ソウエート聯邦に於ける輸出貿易の期節性

七一 ソウエート極東地方の諸統計

七二 洮昂及四洮鐵道案内

七三 一九二六年度蘇國の外國貿易と日蘇貿易

七四 支那領烏蘇里沿岸事情

七五 ヤクーツク共和國(上卷)

七六 ヤクーツク共和國(下卷)

七七 最近に於ける蘇聯邦の國民經濟一般

七九 極東經濟及び文化的施設に對する各委員の報告概要

八〇 極東殖民主義

八一 松花江沿岸事情

八二 北滿の移民

八三 沿海縣の水田

八四 ソウエート共和國土地法典(前編)

八五 同 (後編)

八六 露支東部國境の密輸事情

八七 呼海鐵路並に沿線事情

- 八八 吉拉林及三河地方事情
- 八九 ロシヤ雜觀(上篇)
- 九〇 同 (下篇)
- 九一 松花江の航運
- 九二 極東の水田
- 九三 ソウエート聯邦概覽
- 九四 北滿に於ける輸入商品(その一)
- 九五 蘇聯邦極東産業計畫
- 九六 極東沿海地方の諸企業(上卷)
- 九七 極東沿海地方の諸企業(下卷)
- 九八 北滿に於ける輸入商品(その二)
- 九九 現行外國利權及國民經濟に及ぼす影響
- 一〇〇 旅大並に南滿東支鐵道附屬地とその隣接地帯に於ける支那人の經濟的勢力
- 一〇一 蘇聯邦の課税と反幹部派
- 一〇二 東支鐵道沿線牧畜狀態及同鐵道の對策並に沿海縣北滿の米作
- 一〇三 ソウエート聯邦における原料貯藏高

- 一〇四 吉林省中部各縣事情 (上卷)
- 一〇五 同 (下卷)
- 一〇六 蘇聯邦の大資本施設 (七卷)
- 一〇七 同 (下卷)
- 一〇八 昭和三年哈爾濱市況
- 一〇九 傅家甸に於ける工業
- 一一〇 蘇聯邦の國營保險
- 一一一 北滿に於ける輸入商品(その三)
- 一一二 哈爾濱に於ける商工組合其他規定集(上)
- 一一三 蘇聯の失業と其對策
- 一一四 哈爾濱に於ける商工組合其他規定集(下)
- 一一五 松花江の航運 附黑龍江航運の使命
- 一一六 極東露領の植民
- 一一七 東支鐵道南部沿線事情
- 一一八 極東露領視察記(一)
- 一一九 同 (二)
- 一二〇 極東露領移民用地の概要
- 一二一 最近の浦鹽斯德港

- 一二二 東支鐵道西部沿線事情
- 一二三 烏蘇里地方に於ける朝鮮人
- 一二四 東支鐵道問題の真相と其經過(上)
- 一二五 同 (下)
- 一二六 東支鐵道西部沿線事情(下)
- 一二七 傅家甸の商工一覽
- 一二八 ブリヤートモンゴリヤ社會主義ソウエート自治共和國事情 (上)
- 一二九 同 (下)
- 一三〇 最近西伯利産業の發達に就て (上)
- 一三一 同 (下)
- 一三二 昭和四年哈爾濱商況
- 一三三 北滿大豆、豆粕及豆油の輸出組織
- 一三四 西伯利地方の鑛産 (上)
- 一三五 同 (下)
- 一三六 東支鐵道東部沿線事情 (上)
- 一三七 洮昂、四洮及打通鐵道一般經濟事情上
- 一三八 同 (下)

- 一三九 瀋海、吉海鐵道沿線事情
- 一四〇 獨逸輸出貿易出張員を顧みて
- 一四一 呼海鐵道と其沿線特産事情
- 一四二 北滿鮮人農村概況
- 一四三 蘇聯邦の内外商業及工業に對する批判 (上)
- 一四四 同 (下)

終

